

## 騒音・振動測定

KBG-004

騒音規制法や振動規制法、各種条例に基づく騒音・振動測定を行っています。発生源や地域により基準値が指定されており、現場の状況に合わせた測定を実施します。夜間の測定も対応可能な体制を整えています。

### [ 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 ]

公布日:昭和43年11月27日

厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号

時間の区分	区域の区分			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間 午前7時又は8時～午後6時、7時又は8時	45dB以上 50dB以下	50dB以上 60dB以下	60dB以上 65dB以下	65dB以上 70dB以下
朝 午前5時又は6時～午前7時又は8時 夕 午後6時、7時又は8時～午後9時、10時又は11時	40dB以上 45dB以下	45dB以上 50dB以下	55dB以上 65dB以下	60dB以上 70dB以下
夜間 午後9時、10時又は11時～翌日の午前5時又は6時	40dB以上 45dB以下	40dB以上 50dB以下	50dB以上 55dB以下	55dB以上 65dB以下

備考

- 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 「第2種区域」とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 「第3種区域」とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 「第4種区域」とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

### [ 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 ]

公布日:昭和51年11月10日

環境庁告示90号

時間の区分	区域の区分	
	第1種区域	第2種区域
昼間 午前5時、6時、7時または8時～午後7時、8時、9時または10時	60dB以上 65dB以下	65dB以上 70dB以下
夜間 午後7時、8時、9時又は10時～翌日の午前5時、6時、7時又は8時	55dB以上 60dB以下	60dB以上 65dB以下

備考

- 「第1種区域」とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 「第2種区域」とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であってその区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域